

尼崎市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療） 指定要領

第1 趣旨

この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定（以下、「指定」という。）について必要な事項を定めるものであり、この要領に基づき、尼崎市内に所在する自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定に係る事務を行うものとする。

第2 指定の申請

- 1 指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次のとおり指定自立支援医療機関指定申請書（以下「申請書」という。）を作成し、市長に提出するものとする。

申請者	提出様式	
病院又は診療所	指定自立支援医療機関指定（変更）申請書	様式1－（1）
	主として担当する医師又は歯科医師の経歴書	別紙1
	自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要	別紙2
	研究内容に関する証明書	別紙3
	* 人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書	別紙4
	* 中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書	別紙5
	* 心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）	別紙6
	* 心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関医師）	別紙7
	* 肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）	別紙8
	* 肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関医師）	別紙9
	医師又は歯科医師の免許証の写し	
薬局	指定自立支援医療機関指定申請書	様式1－（2）
	主として担当する薬剤師の経歴書	別紙1
	調剤のために必要な設備及び施設の概要	別紙2
	薬剤師免許証の写し	
	薬局の見取り図	
指定訪問看護事業者等（※1）	指定自立支援医療機関指定申請書	様式1－（3）
	* 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービスに従事する職員の定数	別紙
	* 訪問看護ステーション等指定申請書等の写し	

* 印の書類については、必要に応じ添付すること。

※1 「指定訪問看護事業者等」は、指定訪問看護事業者又は指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者をいう（以下同じ）。

- 2 申請者は、育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、申請書にその旨を明記し、市長は、この場合は申請のあった自立支援医療についてのみ審査、指定等の事務を行う。

なお、申請書に上記に係る特段の記載がない場合については、市長は、育成医療及び更生医療双方の申請があったものとして取り扱い、その場合の審査、指定等の事務

については一括して行うものとする。

第3 指定の審査

- 1 市長は、指定申請の内容について、審査を行うものとする。審査の実施にあたっては、尼崎市社会保障審議会の意見を聴くなど、専門性の確保に努めるものとする。
- 2 審査にあたっては、次に掲げる事項を満たしているか、十分に判断を行うものとする。
 - (1) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。
 - (2) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりである。

ア 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

イ 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

ウ 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

エ 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

オ 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

カ 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

キ 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、3年以上の調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤

師)が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者(管理薬剤師)としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に3年以上の調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

ク 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

(3) 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

イ それぞれの医療の種類の専門科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室(大学院を含む。)、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

ウ 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、ア及びイに掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

(ア) 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

(イ) 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

(ウ) 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

(エ) 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

(オ) 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

(カ) 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あるこ

と。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

(キ) 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

3 市長は、審査の結果、相当と認めた医療機関を指定する。指定をすることとした場合は様式2-（1）により、指定をしないこととした場合については様式2-（2）により、それぞれ速やかに申請者へ通知する。

4 審査の結果、申請内容に不明な点がある場合、市長は指定を保留することとし、様式2-（3）により申請者へ通知する。

市長は申請者から提出された回答に基づき再度審査を行い、指定をすることとした場合は様式2-（1）により、指定をしないこととした場合については様式2-（2）により、それぞれ速やかに申請者へ通知する。

5 3又は4により指定をすることとした場合の指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

第4 申請内容の変更

1 既に指定を受けている者が、担当する医療の種類を変更する場合は、変更申請書（様式1）を作成し、申請書の添付書類に準じて作成した書類とあわせ、市長に提出するものとする。

このとき、変更の申請及び変更の審査は、それぞれ指定の申請及び指定の審査に準じ行い、医療の種類の変更を承認することとした場合は、様式2-（4）により、医療の種類の変更を承認しないこととした場合については様式2-（5）により、市長は速やかに申請者へ通知する。

2 既に指定を受けている者が、次の事項を変更する場合は、法第64条の規定により、指定自立支援医療機関指定内容変更届（様式3）を市長に提出しなければならない。

なお、主として担当する医師等の変更届（以下(1)のエ及び(2)のウ）について、確認した結果が不相当と認められる場合は、市長は様式2-（6）により通知し、他の医師に変更させる等の指導を行うこととする。

(1) 病院又は診療所の変更に関する届出事項

- ア 病院又は診療所の名称及び所在地
- イ 開設者の住所及び氏名又は名称
- ウ 標榜している診療科名
- エ 主として担当する医師又は歯科医師の氏名及び経歴
- オ 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要
- カ 自立支援医療を行うための入院設備の定員

- キ その他必要な事項
- (2) 薬局の変更に係る届出事項
 - ア 薬局の名称及び所在地
 - イ 開設者の住所及び氏名又は名称
 - ウ 主として担当する薬剤師の氏名及び経歴
 - エ 調剤のために必要な設備及び施設の概要
 - オ その他必要な事項
- (3) 指定訪問看護事業者等の変更に係る届出事項
 - ア 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事業所の所在地
 - イ 訪問看護ステーション等の名称及び所在地
 - ウ 当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は訪問看護に係る指定居宅サービスに従事する職員の定数
 - エ その他必要な事項

第5 指定の更新

- 1 指定を更新しようとする者（以下「更新申請者」という。）は、次のとおり指定自立支援医療機関指定申請書（以下「更新申請書」という。）を作成し、市長に提出するものとする。

申請者	提出様式	
病院又は診療所	指定自立支援医療機関指定更新申請書	様式4-(1)
薬局	指定自立支援医療機関指定更新申請書	様式4-(2)
指定訪問看護事業者等(※1)	指定自立支援医療機関指定更新申請書	様式4-(3)

- 2 更新申請者は、育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、更新申請書にその旨を明記し、市長は、この場合は申請のあった自立支援医療についてのみ審査、指定等の事務を行う。
 なお、更新申請書に上記に係る特段の記載がない場合については、市長は、育成医療及び更生医療双方の申請があったものとして取り扱い、その場合の審査、指定等の事務については一括して行うものとする。
- 3 市長は、審査の結果、適当と認められた医療機関を指定する。指定をすることとした場合は様式2-(7)により、指定をしないこととした場合については様式2-(8)により、それぞれ速やかに更新申請者へ通知する。
- 4 審査の結果、申請内容に不明な点がある場合、市長は指定を保留することとし、様式2-(9)により更新申請者あて通知する。
 市長は更新申請者から提出された回答に基づき再度審査を行い、指定をすることとした場合は様式2-(7)により、指定をしないこととした場合については様式2-

(8)により、それぞれ速やかに更新申請者へ通知する。

第6 廃止・休止（再開）・処分の届出

指定を受けた医療機関が廃止、休止（再開）をするとき、又は医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、介護保険法第77条第1項又は薬事法（昭和35年法律第145号）第72条第4項若しくは第75条第1項に規定する処分を受けた時は、法施行規則第63条の規定により指定自立支援医療機関（廃止・休止・再開・処分）届（様式5）を市長に提出しなければならない。

第7 辞退の届出

指定を受けた医療機関が法第65条の規定により指定を辞退する時は、指定自立支援医療機関指定辞退届（様式6）を市長に提出しなければならない。

第8 指定等の公示

市長は、法第69条に基づき、次に掲げる場合にはその旨を公示する。

- (1) 指定自立支援医療機関の指定をしたとき
- (2) 変更の届出があったとき
- (3) 指定の辞退があったとき
- (4) 法第68条の規定により、指定を取り消したとき

第9 指導及び実地検査等

市長は、指定を受けた医療機関に対して、6年に1度、自立支援医療の提供状況につき実地指導を行う。ただし、書面による指導に代えることができるものとする。

また、必要があると認めるときは、実地検査等を行うものとする。

第10 その他

この要領に定めない事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成21年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成21年3月31日現在において兵庫県が指定している医療機関は、この要領により指定された医療機関とみなす。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。